

〔事案 25-32〕 契約無効請求

・平成 25 年 11 月 21 日 和解成立

＜事案の概要＞

銀行員（募集人）の誤説明を理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 24 年 9 月に契約した終身保険（以下、本契約）は、資産増やしを目的に契約したものであったが、契約の際、銀行員（募集人）から、別の保険会社の終身保険（以下、別契約）よりも利益が多い（実質返戻率が高い）との誤説明を受け、騙されて契約したものであるため、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は募集人から、本契約と別契約等との利益率の比較、年金としての受取方法等について十分に説明を受け、理解していた。
- (2) 申立人は、年金方式で定期的に受領することを希望しており、本契約の内容と申立人の認識・希望との間に何らの齟齬はなく、錯誤はない。
- (3) 募集人は、長時間にわたり詳細に保険内容を説明しており、具体的な数値を計算して説明し、他の商品との比較もわかりやすく説明を行い、申立人も説明内容を理解したことを書面において認めている。したがって、説明義務違反はない。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の 2 つであると判断する。

- (1) 契約の際、募集人から受けた、本契約が別契約よりも利益が多いとの説明が、虚偽の事実を告げて申立人を欺もうするものであったとして、詐欺による取消し（民法 96 条 1 項）を求める（主張①）。
- (2) 本契約が別契約よりも利益が多いと勘違いして申込みをしたとして、錯誤による無効（民法 95 条）を求める（主張②）。

2. 申立人の主張①について

以下のとおり、募集人が、申立人に虚偽の事実を告げて申立人を欺もうした事実は認められないので、申立人の詐欺の主張を認めることはできない。

- (1) 募集人は、本契約と別契約の設計書を用いて、あるいはその場で手計算を行いながら、本契約と別契約について、10 年後に解約して解約返戻金を一括で受け取る場合、10 年後からの 10 年間の月払年金で受け取る場合など数種の場合について申立人の質問に答えている。

(2) 募集人は、別契約を 10 年後に解約して解約返戻金を一括で受け取る場合の金額と、本契約を 10 年後からの 10 年間の月払年金で受け取る場合の年金総額、およびそれぞれの場合の払込保険料との比率 (返戻率) を示し、この場合の返戻率を単純比較した場合には、本契約のほうが多くなることを説明している。

3. 申立人の主張②について

以下のとおり、申立人は本契約の申込みについて錯誤に陥っていたことが認められるので、和解によって解決することが妥当である。

(1) 申立人は、上記 2. 記載のとおり説明によって本契約と別契約を比較して本契約に加入したが、募集人の説明は、別契約については「10 年後に解約した解約返戻金額そのもの」を、本契約については「10 年後に解約し、解約返戻金をその後 10 年間で年金受取する場合の総額 (20 年後までに受領する年金総額)」を比較するなど、比較の条件が異なっている。

(2) 募集人は、上記 (1) の比較の条件について、一般に理解し得る程度に明確に説明をしたとまでは認められず、また、長期間での年金受領の場合には、本契約のほうが別契約よりも解約返戻金額が多いと誤解を与えるような説明を行ったことは否定できない。

(3) 他方で、申立人の主張する錯誤の内容は必ずしも明らかではなく、本契約と別契約の解約返戻金額についてはそれぞれの設計書に例表があり、申立人も設計書にチェックしていること、本契約と別契約を同一の条件で比較することができないことは、それまでの設計書による説明から予想ができること等から、錯誤に陥った点については申立人にも過失があったことが認められる。